

# 丹波山村耐震改修促進計画

## 序 章

### 1 計画の目的

丹波山村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

#### 耐震化の必要性について

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

一方、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震や東南海・南海地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

こうしたことから、建築物の耐震改修については、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

### 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に基づき策定したものです。

また、丹波山村地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

### 3 計画の期間

本計画は、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに検証することとします。

# 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

### (1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表1-1・図1-1）

表1-1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14)	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、増穂町、南アルプス市に分布。
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。



図1-1 想定地震の位置（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

## （2）人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、本村の人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝5時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方6時を想定したものです。（表1-2）

表1-2 想定される地震による人的被害想定

（出典：山梨県地震被害想定調査報告書及び山梨県東海地震被害想定調査報告書）

（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	0	1	3	4
南関東直下プレート境界地震	0	2	9	11
釜無川断層地震	0	2	10	12
藤の木愛川断層地震	3	3	30	36
曾根丘陵断層地震	0	0	1	1
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	1	1

### (3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、丹波山村の建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

（出典：山梨県地震被害想定調査報告書及び山梨県東海地震被害想定調査報告書）

（単位：棟）

	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	0	24	24
南関東直下プレート境界地震	4	35	39
釜無川断層地震	4	35	39
藤の木愛川断層地震	87	109	196
曾根丘陵断層地震	0	0	0
糸魚川－静岡構造線地震	0	0	0

## 2 耐震化の現状

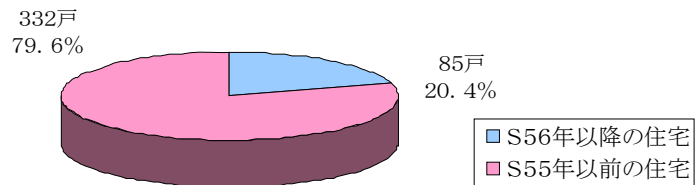
### (1) 住宅建築時期別の状況等

平成18年度末の家屋の集計によると、丹波山村内の住宅総数は、417戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、332戸で全体の79.6%を占めています。(表1-4)

表1-4 建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数				
417	昭和55年以前の住宅 ※	332 (79.6%)	昭和56年以降の住宅 ※	85 (20.4%)



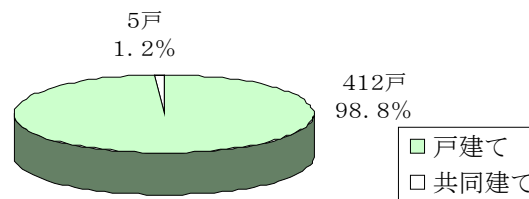
※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、根拠としている課税台帳が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

丹波山村の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の98.8%を占めています。また、戸建て住宅の80.3%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は79.4%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が20.0%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は1.2%と低くなっています。(表1-5)

表1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数	① 417		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
戸建て	412	98.8%	331	80.3%	81	19.7%
共同建て	5	1.2%	1	20.0%	4	80.0%

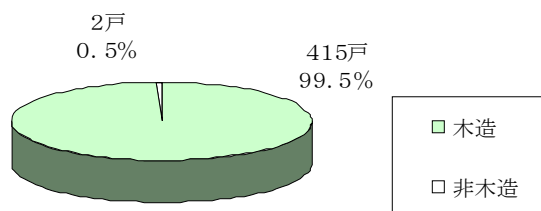


住宅の構造別に見ると、木造住宅は415戸あり、全体の99.5%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が331戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の99.7%を占めています。(表1-6)

表1-6 構造別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数	① 417		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(④/③)	⑤	(⑥/⑤)
木造	415	99.5%	331	99.7%	84	98.8%
非木造	2	0.5%	1	0.3%	1	1.2%



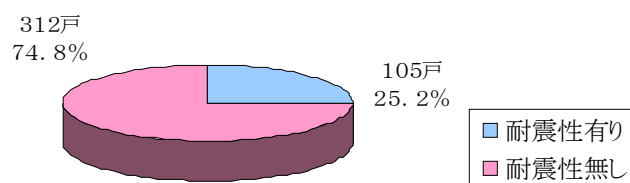
## (2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は105戸になり、村内における住宅の耐震化率は、平成18年度末で25.2%と推計されます。(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位:戸)

住宅総数 ① (②+⑥)	昭和55年 以前の 住宅 ②	耐震性を 有する もの ③	耐震改修 を実施し たもの ④	耐震性が 無いもの ⑤	昭和56年 以降の 住宅 ⑥	耐震性有の 住宅数 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 平成18年度末 推計値 ⑧ (⑦/①)
		20	0	312			
417	332	20	0	312	85	105	25.2%



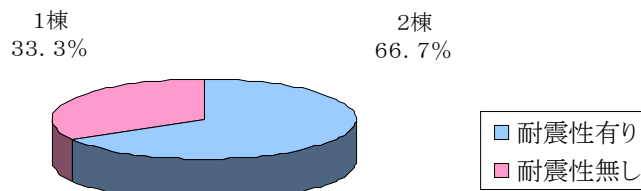
### (3) 特定建築物等<sup>※</sup>の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、3棟あります。このうち昭和55年以前に建築された2棟の中で耐震性を有するもの1棟と耐震改修を実施したもの0棟を昭和56年以降に建築された1棟に加えた、2棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、平成18年度末で66.7%と推計されます。(表1-8)

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位:棟)

特定建築物等 ① (②+⑥) 3	昭和55年以前の特 定建築物等 ② 1	耐震性を有するもの ③ 1	耐震改修を実施した もの ④ 0	耐震性が無いもの ⑤ 1	昭和56年以降の特 定建築物等 ⑥ 1	耐震性有の特 定建築物等 ⑦ (③+④+ ⑥) 2	耐震化率 平成17年度末 推計値 ⑧ (⑦/①) 66.7%



#### ※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物をいい、法第6条に規定する「特定建築物」(建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物)と区別している。

- ・法第6条第1号に規定する建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。)

- ・法第6条第2号に規定する建築物(以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。)

- ・法第6条第3号に規定する建築物(以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。)



また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。(表1-9)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」 (単位:棟)

区分	用途		昭和55年 以前の 建築物	昭和56年 以降の 建築物	建築物数	耐震性有 建築物数	耐震化率
			①	②	③ (①+②)	④	⑤ (④/③)
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等		2	1	3	2	66.7%
	公共建築物	県	0	0	0	0	-
		市町村	2	1	3	2	66.7%
	民間建築物		0	0	0	0	-
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等		0	0	0	0	-
	公共建築物	県	0	0	0	0	-
		市町村	0	0	0	0	-
	民間建築物		0	0	0	0	-
特定 多数の 者が 利用 する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等		0	0	0	0	-
	公共建築物	県	0	0	0	0	-
		市町村	0	0	0	0	-
	民間建築物		0	0	0	0	-
計			2	1	3	2	66.7%
	公共建築物	県	0	0	0	0	-
		市町村	2	1	3	2	66.7%
	民間建築物		0	0	0	0	-

### 3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

#### (1) 住宅の耐震化率の目標設定

##### 平成27年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅の耐震化率については、平成15年の約75%を平成27年までに少なくとも9割にすることを目標としています。また、県においても「耐震改修促進計画」において90パーセントにすることを目標としています。

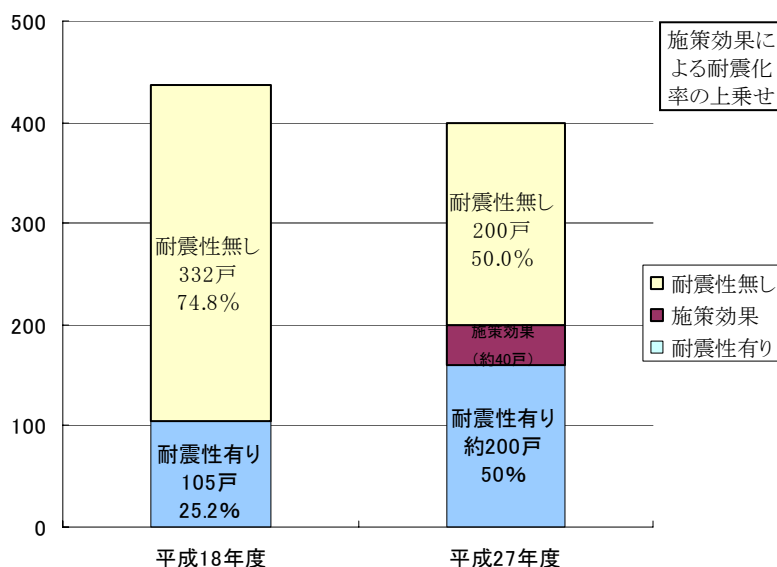
丹波山村においては、村民と地震に対する危機意識を共有し、住宅の耐震化を推進することにより、平成27年度における住宅の耐震化率の目標を現状の2倍の50%とします。(表1-10)

表1-10 平成27年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数		昭和55年以前の住宅			昭和56年以降の住宅	耐震性有の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 平成18年度末 推計値 ⑧ (⑥/①)	耐震化率の目標 平成27年度末 ⑧ (⑥/①)
		②	耐震性を有するもの ③	耐震性が無いもの ④				
① (②+⑤)								
平成18年度	417	332	20	332	85	105	25.2%	
平成27年度	400	260	60	200	140	200		50.0%

(戸)



(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率の目標設定

・村有建築物については、丹波山村の耐震化に関する整備プログラムに基づき、平成27年度末の目標を100%とします。

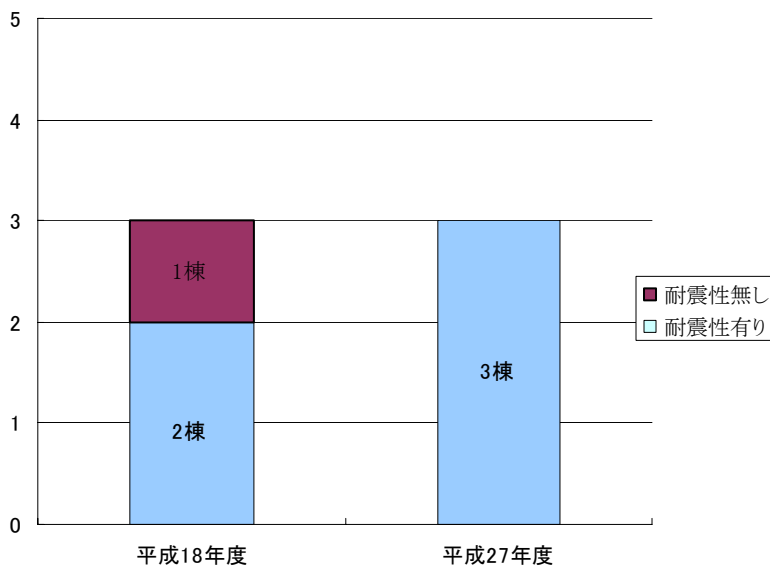
・民間建築物については、対象となる建築物はありません。

以上により、「多数の者が利用する特定建築物等」の平成27年度末における耐震化率の目標を100%とします。(表1-11)

表1-11 平成27年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標 (単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物等の総数 ①	昭和55年 以前の特 定建 築物等 ②			昭和56年 以降の特 定建 築物等 ⑤	耐震性有 の特定建 築物等 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 平成18年 度末 推計値 ⑧ (⑥/①)	耐震化率 の目標 平成27年 度末 ⑧ (⑥/①)
	耐震性を 有する もの ③	耐震性が 無いもの ④					
(②+⑤)							
平成18年度	3	2	1	1	2	66.7%	
平成27年度	3	2	0	1	3		100.0%

(棟)



また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は下表のとおりです。（表1-12）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-12 平成27年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標  
(単位：棟)

区分	用途	平成18年度末現在					耐震化率 の目標 平成27年 度末	
		昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和55年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 ⑤ (④/③)		
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	2	1	3	2	66.7%	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0	-
		市町村	2	1	3	2	66.7%	100.0%
	民間建築物	0	0	0	0	0	-	
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	0	0	0	0	-	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0	-
		市町村	0	0	0	0	0	-
	民間建築物	0	0	0	0	0	-	
特定 多数の 者が 利用 する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	0	0	0	0	0	-	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0	-
		市町村	0	0	0	0	0	-
	民間建築物	0	0	0	0	0	-	
計		2	1	3	2	66.7%	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0	-
		市町村	2	1	3	2	66.7%	100.0%
	民間建築物	0	0	0	0	0	-	

#### 4 村有建築物の耐震化の目標等

村有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

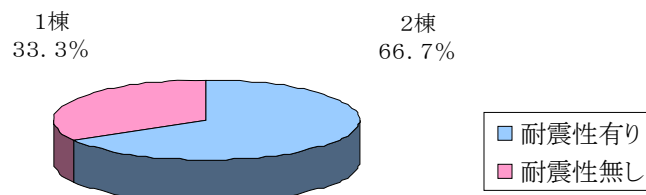
##### (1) 村有建築物の耐震化の現状

現在、村有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は3棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは2棟になります。この2棟のうち、耐震性を有するものは1棟になります。これに、昭和56年以降に建築された1棟を加えた2棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は66.7%となります。

(表1-13)

表1-13 村有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状  
(単位：棟)

区分	昭和55年以前の 建築物	②		昭和56年 以降の 建築物 ①	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 平成17年 度末 ⑤ (④/③)
		耐震性					
		有	無				
災害時の拠点となる建築物	2	1	1	1	3	2	66.7%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	0	0	0	-
特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	0	0	0	-
うち村営住宅	0	0	0	0	0	0	-
計	2	1	1	1	3	2	66.7%



## (2) 村有建築物の耐震化率の目標設定

村有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の平成27年度末における耐震化率の目標は、100%とします。(表1-14)

表1-14 村有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化率の目標  
(単位：棟)

区 分	平成18年度末の耐震化率	平成27年度末の耐震化率の目標
災害時の拠点となる建築物	66.7%	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	-	-
特定多数の者が利用する建築物	-	-
計	66.7%	100.0%

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

#### (1) 丹波山村の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

#### (2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

特に、法第6条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

#### (3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

丹波山村民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

#### (1) 住宅に関する支援策

現在、丹波山村が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

① 「わが家の耐震診断」支援事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	住宅所有者の申請により村が実施
補助率(額)	全額村負担

② 「わが家の耐震化」支援事業

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	個人
補助率(額)	※耐震改修に要した費用の1/2以下かつ600千円を限度

(2) 特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、県と市町村の適切な役割分担を踏まえ、耐震診断等に関する支援制度について検討を進めます。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

村内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 村民への住宅耐震化の啓発

村民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築指導課及び各建設事務所)並びに(社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。



今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

## 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

### (1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁などの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、丹波山村では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き、適切に指導します。

### (2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度<sup>※</sup>に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、村民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

### 1 地震ハザードマップの作成・公表

丹波山村では、県からの情報提供のもと、必要に応じ震度分布図などの地震ハザードマップの整備に努めます。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

丹波山村では、県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

### 3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

丹波山村では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、丹波山村では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を村民に紹介します。

### 5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、丹波山村では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修

の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

## 6 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。

その概要は、次のとおりです。（表3-1）

今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項 目	内 容
所 得 税	個人が、平成20年12月31日までに、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を限度）が所得税額から控除されます。 ただし、住宅耐震改修に関する補助事業を制度化した市町村の区域内に限ります。
固定資産税	旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）が以下のとおり減額されます。 ①平成18年～21年に工事を行った場合 3年間 1/2に減額 ②平成22年～24年に工事を行った場合 2年間 1/2に減額 ③平成25年～27年に工事を行った場合 1年間 1/2に減額
所 得 税 法人税	事業者が、平成20年3月31日までに、法第6条第1号の規定による特定建築物について、法第8条の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合、耐震改修工事費の10%の特別償却ができます。

※ この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

## 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し

### 必要な事項

#### 1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

#### 2 本村内での耐震化促進体制の整備

本村内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。